

Q&A

No	質問	回答
【補助対象者】		
1-1	要綱第3条の小規模企業者に該当するかどうかはどう判断すればよいのですか。	中小企業基本法第2条で規定する小規模企業者を対象としています。小規模企業者に該当するかどうかは、従業員数、業種により判断してください。
1-2	医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、宗教法人等は申請できますか。	申請できません。
1-3	個人事業主は申請できますか。	申請できます。
1-4	会社であっても補助対象者にならない場合がありますか。	大企業（みなし大企業を含む。）や中小企業者、国や他の自治体等から同種の補助金等を受ける者は対象となりません。
1-5	県外に本社があり、県内に事業所のある企業は対象になりますか。	対象になります。ただし承継した事業を引き続き県内で行ってください。

【補助対象事業】		
2-1	後継者候補がいませんが、事業承継計画の策定を補助の対象とすることはできますか。	補助の対象外です。事業を売却する場合のM&Aに係る費用については補助の対象です。
2-2	金融機関の支援を受け事業承継に取り組んでいます。支援を受けている金融機関に委託したいのですが、補助対象となりますか。	補助の対象です。
2-3	既に契約した委託事業を補助対象とすることはできますか。	補助の対象外です。
2-4	M&Aの委託契約し支援をしているが、これから発生する費用については補助対象になりますか。	交付決定後に発生する経費については補助の対象です。
2-5	補助事業の完了とは具体的にどのような状態ですか。	親族・従業員等への事業承継の場合は、委託の成果を受領し、その代金の支払を終えた状態です。M&Aに係る着手金の場合は、仲介契約を締結し、着手金等の支払いを終えた状態です。
2-6	補助事業はいつまでに完了しなければなりませんか。	補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに完了しなければなりません。
2-7	M&Aで県外企業を買収する場合は対象になりますか。	補助の対象外です。
2-8	県外に本社があり、県内外に事業所がある場合、県外事業所の事業承継は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。県内の事業所の場合は補助の対象です。

【補助対象経費】		
3-1	消費税は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含みません。
3-2	振込手数料は、補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含みません。なお、支払いに当たって、振込手数料を先方負担として、代金から振込手数料を差し引いて支払いを行った場合は、実績報告の際に、補助事業に要する経費から振込手数料相当額を差し引いて精算していただきます。
3-3	補助対象経費の交付決定後、年度内に費用が発生しなかった場合はどのようにすればいいですか。	年度内に費用が発生しない場合は、取下げをお願いいたします。申請した事業の一部について補助対象費用が発生している場合は、実績報告と補助金の請求をお願いいたします。

【申請書類について】		
4-1	様式第2号5M&Aマッチング企業の概要について、申請時点では未定で記入できませんが良いですか。	未定で提出をお願いいたします。売却先について検討している業種や規模等がありましたら記入をお願いいたします。
4-2	事業計画書（実績報告書）とは何ですか。	申請時は事業計画書として、実績報告時は実績報告書としてご利用をお願いします。
4-3	様式第3号の支援機関の証明は何を証明する書類ですか。	支援機関には補助金の対象となる事業を行っていることについて証明していただきます。経費についての証明ではありません。